

岐阜競輪場内食堂貸付事業者選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

岐阜競輪場内の食堂を営業のために貸し付けるに当たり、貸付料のみで事業者を決定するのではなく、お客様を満足させられる魅力ある食堂を経営することに関して豊富な経験、企画力及び実行力を有する優秀な事業者(法人又は法人以外の団体)を公募型プロポーザル方式により総合的に勘案し選定するために岐阜競輪場内食堂貸付事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領(以下「要領」という。)を定める。

2 事業の概要

(1) 名称

岐阜競輪場内食堂貸付

(2) 内容

別紙「岐阜競輪場内食堂貸付仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 募集する食堂の場所

サイクルプラザ1階ドリームホール内食堂(40.35 m²)

3 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしている者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書提出期限の日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領(昭和62年3月27日決裁)の規定に基づく資格停止措置を受けていない者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 市税並びに消費税及び地方消費税その他公租公課の滞納がないこと。
- (5) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定の違反による行政処分を公告前3年間に於いて、を受けていないこと。
- (6) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成23年3月31日決裁)に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は当該団体に属するものでないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業を営む者でないこと。
- (9) 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第17第1号イに規定する食品衛生責任者になることができる資格を有する者を配置できること。
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当しないこと。

(11) 岐阜市内に本店、支店、営業所等の事務所があり、法人又は法人以外の団体として3年以上食堂、レストラン又は給食施設の運営の実績を持ち、参加表明書提出時においても運営をしていること。

4 食堂の貸付条件等

(1) 貸付予定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 事業者は、次のアからウまでの要件に基づき、貸付料を提案するものとする。

ア 最低貸付料

207,700円/年(税込み)

イ 価格提案に係る貸付料

アに記載の最低貸付料と同額以上の額とし、企画提案書に提示すること。

ウ 貸付料の納付

貸付料は年度ごとに納付とし、岐阜市が指定する方法により必ず期限までに納付しなければならない。

(3) 使用上の制限

ア 事業者は、本プロポーザルの食堂以外の用途で使用できない。

イ 事業者は、借受けをするに当たり市の承認を受けずにレイアウトの変更、改修工事等を行うことはできない。

ウ 事業者は、借り受けた普通財産を第三者に使用させることはできない。

上記の規定に違反した場合は、契約を解除する。この場合、事業者は、市に対して一切の補償を請求することはできない。また、市又は第三者に損害を与えた場合は、全て自己の責任においてその損害を賠償(原状回復)しなければならない。

(4) 貸付契約の解除

ア 事業者が契約条項に違反したとき。

イ 事業者が応募資格を失ったとき。

ウ 上記の「(3)使用上の制限」に違反したとき。

(5) 貸付期間満了時の条件等

貸付期間が満了したとき又は上記により契約を解除されたときは、事業者は直ちに自己の負担で原状回復をし、土地を返還すること。事業者は市に対して一切の補償を請求することはできない。

5 事業者選定に係る日程

(1) 募集の告示	令和5年11月28日(火)から 令和5年12月12日(火)まで
(2) 質問受付	令和5年11月28日(火)から 令和5年12月1日(金)まで
(3) 質問回答	令和5年12月4日(月)
(4) 必要書類の提出期限	令和5年12月12日(火)
(5) 審査及び決定	令和5年12月中旬から下旬
(6) 審査結果通知	令和6年1月上旬

※日程については、都合上変更する場合がある。

6 参加手続等

(1) 公募関係資料の入手方法

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、下記に示す参加表明書等提出書類を提出すること。

※参加表明書等の必要書類は、岐阜市ホームページからダウンロードすること。

(2) 質問書の受付

本募集に関する質問は、全て質問書によるものとします。

受付期間	令和5年11月28日(火)から令和5年12月1日(金)17時まで
提出方法	電子メールにより、競輪事業課あてに送信してください。 E-mail: jigyo@city.gifu.gifu.jp
提出様式	質問票(様式第3号)
回答方法	提出された質問に対する回答は、質問者の名前を伏せたくえで市ホームページに公開する。事業者選定に公平性を保てない場合は、質問に回答しないことがある。なお、質問に対する回答は実施要領の追加又は修正とみなす。

(3) 参加表明書

本募集に参加を希望する場合は、次の書類を提出してください。

※ 本プロポーザル方式による事業者選定への参加は、参加表明書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式任意)を提出期限までに持参すること。

提出期限	令和5年12月12日(火)17時まで
提出先	岐阜市東栄町5丁目16番地1 岐阜競輪場 競輪事業課 施設係 食堂担当
提出方法	提出期限までに岐阜競輪場南事務所に持参すること。 ※郵送や電子メールでの提出は認めない。 9時から17時に限り受け付けます。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
提出書類	ア 岐阜競輪場内食堂貸付事業選定に係る参加表明書(別紙「様式第1号」) イ 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書(別紙「様式第2号」) ウ 【法人の場合】記載事項証明書又は登記簿謄本(履歴事項全部証明書 3か月以内のもの) 【法人以外の団体の場合】規約その他これに類するもの、役員及び構成員の名簿 エ 各市町村にて発行する納税証明書(直近3か年分。法人の場合は法人住民税及び事業税、法人以外の団体の場合は構成員全員の住民税に関するもの)又は未納の税額がないことの証明 オ 財務諸表決算書(貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの)(直近の2期分) カ 企画提案書

	キ 食堂等の営業に関し、許可を受けていることを証するもの(写し) ク 食堂等の営業に関し、営業の実績を証明するもの(写し) ※ カについては原本1部複写7部を提出、それ以外の提出書類は 1 部ずつ提出すること。
--	---

7 企画提案書の内容について

企画提案書は、企画書(見本)を参考に以下の項目①～⑧の順に作成し、綴じて1冊とすること。

① 会社概要(経営点)

- ・全体の概要(商号又は名称、所在地、代表者名等)、営業方針(食材、調理、環境への配慮、廃棄物の回収・処理等)及び経営状況を簡潔かつ具体的に示すこと。
- ・公営競技場及び官公庁への食堂設置その他出店実績(3件まで)

② 土地及び建物の貸付料(金額点)

- ・年間の土地・建物の貸付料を提示すること。

③ 営業方式(内容点)

- ・コンセプト及び営業ジャンル(例…食堂、軽食等)について具体的かつ簡潔に提案すること。

④ 食堂貸付に対する収支計画について(内容点)

- ・食堂営業の考え方(理念)、集客予想、客単価、1日(レースのグレード及び曜日ごと)の売上、3年間の売上及び収支等について計画し提案すること。

⑤ 販売品目及び価格について(内容点)

- ・販売品目(盛付写真を掲載すること。)
- ・販売価格、調理時間(注文から提供に至る概ねの時間。)

⑥ 労働安全衛生、従業員の雇用・待遇(内容点)

- ・労働安全衛生、食堂の清掃計画等について
- ・岐阜市公契約条例の趣旨に基づき、岐阜県特有の名産品など岐阜県や岐阜市のPRについても取り組むこと。
- ・2019年12月策定「岐阜市まち・ひと・しごと創生総合戦略」基本目標の1つである女性が働きやすい環境づくりに資する具体的方策を記載すること。
- ・従業員に対する教育方針、訓練、研修計画等の具体的な体制や雇用の方法について記載すること。

⑦ 食の安全について(内容点)

- ・食の安全や衛生管理について事故防止体制及び事故への対応について提案すること。特に調理方法、食中毒予防対策等について明記すること。

⑧ 災害等発生時の対応について(内容点)

- ・災害発生時の対応について記載すること。

8 提出書類についての留意点

- ・用紙の大きさはA4版とする。ただし、図表などについては、A3版の用紙をA4版サイズに

折り込むことも可とする。

- ・ 提出期間終了後は、提出された書類の内容について変更は原則認めない。ただし、誤字、脱字、数字の計算誤り等の軽微な変更については認めるものとする。
- ・ 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。
- ・ 企画提案書は、1社につき1提案とし、分かり易く簡潔に記載すること。なお、評価の公平性を保つため、企画提案書には、事業者を識別でき得る情報(社名、ロゴ、製品名等)を含まないこと。
- ・ 企画提案書にはパンフレットや絵、図面を必要に応じて添付すること。そのほかの添付書類については、必要最小限のものとする。
- ・ 提出書類は返却しない。また、企画提案書や必要書類の作成・提出等に係る一切の費用は、事業者の負担とする。
- ・ 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しないが、必要な作業の範囲において複製を作成することがある。
- ・ 提出された書類は、岐阜市情報公開条例(昭和60年岐阜市条例第28号)に基づき公開する場合がある。

9 審査の方法

岐阜市が設置する「岐阜競輪場内食堂貸付事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)で定めた評価基準に基づき、選定委員会で企画提案書、プレゼンテーションの内容を総合的に審査する。

(1) 一次審査

土地・建物の貸付料の提案金額の高い順に上位3者を選定する。提案金額が同額の場合、公営競技場及び官公庁への食堂設置その他出店実績の経験が多い方を選定する。さらに実績数が同数の場合は、参加表明書の提出順に上位3者を選定する。

※応募が3者を超えない場合は、二次審査のみを実施する。

(2) 二次審査

企画提案書、プレゼンテーションの内容について、選定委員会で定めた評価基準に沿って審査を行う。

プレゼンテーションの日時、場所、留意事項等は、応募者に別途ご連絡します。

(3) 審査項目について

「岐阜競輪場内食堂貸付事業者選定」に係る評価項目一覧表(以下「評価項目一覧表」という。)に基づき、各評価項目の内容点を算出し、その合計を内容点とする。最高点は160点とする。

<審査項目一覧表>

評価項目		評価事項	配点	
審査	経営点	会社の経営状況	10	20
		公営競技場及び官公庁への食堂設置その他出店実績	10	
	金額点	土地及び建物の貸付料	50	50
	内容点	営業方式(コンセプト及びジャンル等)	10	90
		食堂貸付に対する収支計画について	10	
		販売品目及び価格(定食、飲食物等)について	30	
		労働安全衛生、従業員の雇用・接遇について	10	
		食の安全について	20	
		災害発生時の対応について	10	
	合計			160

10 審査結果の通知

審査結果は、後日参加者全員に対し評価項目ごとの点数及び合計点を文書にて通知する。
また、結果に対する異議は受け入れない。

11 留意事項等

次の要件のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- ・応募資格がない者が企画提案書を提出した場合
- ・企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- ・企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ・企画提案書に記載すべき内容以外の内容が記載されている場合
- ・企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- ・仕様書に示した企画提案に関する要件に適合しない場合
- ・本件プロポーザルを公告後、選定委員会委員に対し接触を求めた場合
- ・会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続の申立てその他類似の手続の申立てがなされた場合
- ・土地・建物の貸付料の提案金額が設定された金額を下回る場合
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12 候補者との協議

9により最優秀者として特定された者(以下候補者)と岐阜市は、契約締結に向けて細目について協議を行う。協議に際しては、必要に応じ候補者の提案に対し修正を求めることができるとし、候補者は、この求めに対しては協議に応じなければならない。なお、協議が不調のときは、9に

より順位づけられた上位の者から順に、契約締結に向けた交渉を行う。

13 その他

- ・提案募集に参加する者は、実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- ・提案募集に参加する者は、実施要領などの内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ・本手続において使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- ・提案に要する費用は、全て各提案者の負担とする。
- ・本プロポーザルの相手方の決定については、特定された最優秀者を対象として、食堂の貸付や仕様書等の契約内容を本市と協議した上で決定するものであり、業者の特定をもって、提案者の企画提案内容を全て了承するものではなく、また相手方を決定するものではない。

14 お問い合わせ先

〒 500-8144

岐阜市東栄町5丁目16番地1

岐阜競輪場 競輪事業課 施設係 食堂担当

電話番号 058-245-3161 メールアドレス jigyo@city.gifu.gifu.jp